

富士河口湖町宿泊税に係る Q&A

令和 8 年8月

富士河口湖町 税務課

目次

1 宿泊税制度について……………	3
1-1 宿泊税とはどのような税金ですか。	
1-2 どのような場合に宿泊税がかかりますか。	
1-3 宿泊税の税額(税率)はいくらですか。	
1-4 誰がどのように納めるのですか。	
1-5 いつから徴収が始まりますか。	
1-6 徴収した宿泊税は何に使われますか。	
1-7 免税点や、宿泊料金に応じた段階的な税率を設けないのですか。	
1-8 税額、課税対象等が変更されることはないのですか。	
2 対象となる宿泊について……………	4-5
2-1 「宿泊」の定義を教えてください。	
2-2 課税対象とならない宿泊はありますか。	
2-3 いわゆる違法民泊などの無許可(届出)施設(住宅)への宿泊はどうなりますか。	
2-4 「宿泊日」の考え方について教えてください。	
2-5 午前0時を超えてからチェックインした場合の取扱いについて教えてください。	
2-6 客室を日帰りで利用する(いわゆるデイクース)の場合の取扱いについて教えてください。	
2-7 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取扱いについて教えてください。	
2-8 ウィークリーマンション等の場合の取扱いについて教えてください。	
2-9 自社向けの研修施設・福利厚生施設(保養所)ですが、宿泊税の対象となりますか。	
2-10 キャンプ場のバンガローやテントサイトも宿泊税の対象となりますか。	
2-11 一棟貸しのコテージ等、料金が施設ごとに設定されている場合の取扱いについて教えてください。	
2-12 ビジネスや研修、町民の宿泊など、観光目的以外の宿泊についても宿泊税の対象となりますか。	
2-13 農村民泊として、宿泊者から宿泊体験料を取っている場合でも宿泊税の対象となりますか。	
2-14 保護犬の世話をする保護経費の賛同金として低廉な宿泊料を取っていますが、対象となりますか。	
2-15 実際の宿泊を伴わない場合(ホールドルーム、キープルーム等)の取扱いについて教えてください。	
2-16 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税の対象となりますか。	
2-17 ホテル内のレストランや温泉などの施設のみを利用する場合は宿泊税の対象となりますか。	
2-18 事務所として客室を利用する場合、宿泊税の対象となりますか。	
2-19 長期滞在(2～3か月)の場合も課税対象となりますか。短期賃貸借契約とした場合はどうなりますか。	
3 宿泊料金について……………	6
3-1 宿泊料金に含まれるものはなんですか。	
3-2 宿泊料金に含まれないものはなんですか。	
3-3 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代の取扱いについて教えてください。	
3-4 「宿泊料」ではなく、「施設使用料」や「入館料」として料金を徴収している場合はどうなりますか。	
3-5 宿泊料金の割引やポイントでの支払いがあった場合の取扱いについて教えてください。	
3-6 キャンセル料金の取扱いについて教えてください。	

4 課税免除について	7
4-1 課税免除となるのはどのような場合ですか。	
4-2 修学旅行その他の学校行事による課税免除について詳しく教えてください。	
4-3 部活動等の学生合宿はどうなりますか。	
4-4 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊税の課税免除について詳しく教えてください。	
4-5 天災等の特別な事由により免除の必要があると認められる場合について詳しく教えてください。	
5 特別徴収について	8
5-1 宿泊税の特別徴収の方法について教えてください。	
5-2 無人化施設等での徴収方法はどうなるか教えてください。	
5-3 宿泊税を事前徴収していましたが、実際の宿泊人数が減少した場合の取扱いについて教えてください。	
5-4 宿泊者が宿泊税の支払いに応じない場合の対応について教えてください。	
5-5 旅行代理店等が、旅行商品販売時に宿泊税相当分の金額を徴収することはできますか。	
5-6 徴収に伴う決済手数料の負担について教えてください。	
5-7 特別徴収に伴う事務負担の増加に対する支援措置等がありますか。	
5-8 宿泊税のことを知らない外国人等への対応方法について教えてください。	
6 申告納入について	9
6-1 申告納入の方法と期限について教えてください。	
6-2 申告納入は毎月行う必要がありますか。	
6-3 宿泊が無い月でも申告は必要ですか。	
6-4 月計表の様式に指定はありますか。	
6-5 インターネットでの申告納入はできますか。	
6-6 売掛(後払い)の場合の申告納入期限は、宿泊があった月の翌月末となるのか教えてください。	
6-7 簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要か教えてください。	
6-8 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は事業者負担ですか。	
7 その他	10
7-1 宿泊税は売上に含まれますか。	
7-2 宿泊税について、宿泊約款でどのように記載するべきか示してもらえませんか。	
7-3 領収書等への表示はどのようにすればよいですか。	
7-4 領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。	
7-5 領収書が不要と言われる宿泊者に対して、領収書を渡す必要はありますか。	
7-6 宿泊税特別徴収義務者奨励金に対して、消費税は課税されますか。	
7-7 宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。	
7-8 宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。	
7-9 宿泊税と入湯税の取扱いや違いについて教えてください。	

1 宿泊税制度について

No.	質問	回答
1-1	宿泊税とはどのような税金ですか。	宿泊税は、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、富士河口湖町が課税する地方税(法定外目的税)です。
1-2	どのような場合に宿泊税がかかりますか。	富士河口湖町内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されます。
1-3	宿泊税の税額(税率)はいくらですか。	1人1泊につき200円です。
1-4	誰がどのように納めるのですか。	宿泊税の納税義務者は宿泊者です。 対象となる宿泊行為のあった宿泊施設が町に代わって宿泊税を徴収し、町へ納入します。このように納税義務者ではないものが一旦税を集め町へ納入する方法を特別徴収といい、税を集め町に納める役割を担うものを特別徴収義務者といいます。 <u>徴収のタイミングや方法(事前決済、現地徴収、精算払など)については、宿泊施設ごとに適切な方法を選択していただいて構いません。</u>(【質問 5-1】参照)
1-5	いつから徴収が始まりますか。	富士河口湖町宿泊税条例施行日(令和9年4月1日)以降の宿泊に対して課税されます。施行日の前日(令和9年3月31日)から施行日(令和9年4月1日)にかけての宿泊については課税対象となりません。 なお、<u>宿泊予約が施行日前であっても、実際の宿泊が施行日以降であれば宿泊税が課税されます。</u>
1-6	徴収した宿泊税は何に使われますか。	富士河口湖町観光立町推進条例に掲げる観光立町(持続可能な国際観光地)を実現するため、観光地マネジメントに重要な4つの視点(「来訪者視点」、「事業者視点」、「地域社会視点」、「環境・文化視点」)を柱とした観光振興施策に活用します。 【来訪者視点】⇒観光客の体験価値の向上・維持 ・新規誘客イベントや既存イベントの質向上 ・観光プロモーションの強化 ・観光へのデジタル活用 等 【事業者視点】⇒持続的な観光産業の構築 ・観光関連施設(観光インフラ)の整備 ・宿泊施設の高付加価値化 等 【地域社会視点】⇒観光と地域社会の共存・町民生活の向上 ・観光公害(オーバーツーリズム)対策 ・二次交通の充実 ・観光防災対策 等 【環境・文化視点】⇒地域固有の価値の保全・継承 ・観光資源の保全 ・景観の維持、環境保全 等 【その他】⇒事務経費 等 ・特別徴収事務奨励金(仮称) 等
1-7	免税点(一定以下の宿泊料金については課税を免除すること)や、宿泊料金に応じた段階的な税率を設けないのですか。	宿泊料金にかかわらず宿泊者は一定の行政サービスを受けているという応益負担の考え方と、税の簡索性の観点から、一律定額制とし、観光振興における町の財政需要額および担税力調査の結果を基に税額は200円と設定しています。
1-8	税額、課税対象等が変更されることはないのですか。	富士河口湖町宿泊税条例において施行後5年ごとに制度の検討と必要な場合は所要の措置を講ずることと定められているため税額を含め制度が見直される可能性はあります。

2 対象となる宿泊について

No.	質問	回答
2-1	「宿泊」の定義を教えてください。	宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 <u>① その利用行為が契約上宿泊として取り扱うもの</u> <u>② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ連続6時間以上の利用であるもの</u>
2-2	課税対象とならない宿泊はありますか。	添い寝の乳幼児を無料とする場合等、宿泊料金(宿泊の対価)を徴収しない宿泊(クーポン、ポイント、宿泊券などによって第三者から補填される場合を除く)については、宿泊税は課税されません。 なお、課税免除については7ページをご参照ください。
2-3	いわゆる違法民泊などの無許可(届出)施設(住宅)への宿泊はどうなりますか。	本来の許可、届出を得ていない施設や住宅であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。 ≪旅館業法の許可が必要な宿泊とは、以下の4項目をすべて満たすものです。≫ ・宿泊料を徴収している(名称は問わない) ・社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など) ・反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など) ・生活の本拠ではない(使用期間が1か月未満の場合、使用期限が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など) なお、<u>公正公平な課税に向けて、町としても山梨県と協力し、違法施設(住宅)の調査・把握を行い、是正指導に努めて参ります</u>。
2-4	「宿泊日」の考え方について教えてください。	宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによるのが困難な場合(チェックインが午前0時以降等)は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。
2-5	宿泊者の到着が遅れたこと等により午前0時を超えてからチェックインした場合の取扱いについて教えてください。	宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合などであっても、その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。
2-6	客室を日帰りで利用する(いわゆるデユース)の場合の取扱いについて教えてください。	日をまたぐ利用ではないため課税対象となりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象とします。
2-7	休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取扱いについて教えてください。	日をまたぐ連続6時間以上の利用(連続した延長利用を含む)があった場合は、実質的な宿泊とみなし、課税対象となります。 なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ連続6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。
2-8	ウィークリーマンション等の取扱いについて教えてください。	ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらない場合は課税対象となりません。ただし、<u>旅館業に該当する宿泊の場合は課税対象となります</u>。(【質問 2-3】参照)

No.	質問	回答
2-9	自社向けの研修施設・福利厚生施設(保養所)ですが、一般にも貸出しを行うため旅館業法の許可を受けています。この場合、宿泊税の対象となりますか。	研修施設や保養所等であっても、宿泊料金を受け、社会性が認められる場合(広く募集を行っている)等については、旅館業に該当するため宿泊税の対象となります。
2-10	キャンプ場のバンガローやテントサイトも宿泊税の対象となりますか。	移動式テントを宿泊者が自ら設置する場合等、 <u>旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。</u> ただし、 <u>固定式のテント(グランピング施設)やバンガロー等、事業者が設けた施設で宿泊する場合等、旅館業に該当する場合については、宿泊税が課税されます。</u>
2-11	一棟貸しのコテージ等、料金が施設ごとや一室ごとに設定されている場合の取扱いについて教えてください。	一棟貸しのコテージや、アパートタイプの民泊等、棟や部屋ごとに宿泊料金を設定している施設についても、 宿泊者数に応じて宿泊税が課税されます。 ※宿泊者数については、宿泊者名簿による宿泊者全員の把握が義務付けられています。(旅館業法第6条、住宅宿泊事業法第8条第1項)
2-12	ビジネスや研修、町民の宿泊など、観光目的以外の宿泊についても宿泊税の対象となりますか。	観光はすそ野が広く、観光振興施策は多岐に渡っていることから、それから受けるサービスは様々です。ビジネス利用者や町内居住者であっても、観光施策からの受益があり、また居住地によって除外することは税の公平性の観点から困難ですので、一定の負担をお願いします。
2-13	農村民泊として旅館業法の許可を受け、宿泊者から宿泊体験料を取っている場合でも宿泊税の対象となりますか。	事業の目的や名称にかかわらず、宿泊の対価としての料金を含んでいる場合には、宿泊税の課税対象となります。
2-14	保護犬の世話をする非営利団体として犬連れの宿泊施設を併設しています。宿泊者には、保護経費の賛同金と説明して低廉な宿泊料を取っていますが、宿泊税の対象となりますか。	事業の目的や名称にかかわらず、宿泊の対価としての料金を含んでいる場合には、宿泊税の課税対象となります。
2-15	実際の宿泊を伴わない場合(ホールドルーム、キープルーム等)の取扱いについて教えてください。	実際の宿泊を伴わない場合は宿泊税の対象となりません。 ただし、宿泊施設において契約上宿泊として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。
2-16	従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税の対象となりますか。	<u>宿泊料金を無料としている場合は課税対象となりません。</u> <u>宿泊契約に基づく宿泊行為または日をまたぐ連続6時間以上の利用で、宿泊料金を課している場合には課税の対象となります。</u>
2-17	ホテル内のレストランや温泉などの施設のみを利用する場合は宿泊税の対象となりますか。	宿泊税は、宿泊料金を伴う宿泊施設への宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は対象となりません。(なお、温泉施設における入湯行為がある場合には、入湯税の課税対象となります。)
2-18	事務所として客室を利用する場合、宿泊税の対象となりますか。	契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。
2-19	長期滞在(2～3か月)の場合も課税対象となりますか。この場合、宅建業法に基づいて短期賃貸借契約(30日以上の場合可能)とした場合はどうなりますか。	<u>宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず、1人1泊の宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。</u>

3 宿泊料金について

No.	質問	回答
3-1	宿泊料金に含まれるものはなんですか。	《宿泊料金に含まれるものの例》 <u>宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額</u> ・清掃代 ・寝具使用料 ・入浴代 ・寝衣代 ・サービス料、奉仕料 ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額等
3-2	宿泊料金に含まれないものはなんですか。	《宿泊料金に含まれないものの例》 ・食事代 ・遊興費 ・会議室の利用、休憩及びこれに類する利用行為に係る料金 ・消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・自動車代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 ・低廉な実費負担分として宿泊者が支払うシーツ代等立替金に類する金額(その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限る。) ・宿泊予約サイト等の利用に係る事務手数料
3-3	幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代の取扱いについて教えてください。	幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代についても、宿泊の対価であることから宿泊料金として取り扱います。(宿泊者の年齢にかかわらず宿泊税が課税されます。)
3-4	「宿泊料」ではなく、「施設使用料」や「入館料」として料金を徴収している場合はどうなりますか。	名称にかかわらず、宿泊の対価としての性質を持つ金銭の授受が行われる場合は、宿泊料金として取り扱います。
3-5	宿泊料金の割引やポイントでの支払いがあった場合の取扱いについて教えてください。	① <u>宿泊施設の経営者自らがサービスとして割引を行う場合</u> 割引後の料金を宿泊料金とします。(割引により宿泊料金が無料となる場合は、宿泊税の課税対象となりません。) ② <u>第三者の支払い(ポイントや特典等)により割引を行う場合</u> 旅行会社やカード会社等による宿泊料金の補填で割引が行われる場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金とします。(割引後の料金にかかわらず宿泊税の課税対象となります。)
3-6	キャンセル料金の取扱いについて教えてください。	宿泊約款等、宿泊施設の契約上の取扱いによります。 ① <u>キャンセル料金を契約上「違約金」として取り扱う場合</u> 宿泊料金にはあたりませんので、宿泊税の課税対象とはなりません。事前決済等によって既に宿泊税を徴収している場合は、当該宿泊税分を返金していただく必要があります。(予約サイト等を通じて支払いがあった場合の返金方法については、宿泊施設と予約サイト等運営会社との取り決めによります。) ② <u>キャンセル料金を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合</u> キャンセル料を宿泊料金とみなし、宿泊税が課税されます。

4 課税免除について

No.	質問	回答
4-1	課税免除となるのはどのような場合ですか。	① 学校教育上の見地から行う修学旅行その他の行事の場合 ② 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の場合 ③ 天災等の特別な事由により免除の必要があると認められる場合
4-2	修学旅行その他の学校行事による課税免除について詳しく教えてください。	学校が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事は、教育活動として公益性が認められることから免除とします。 【対象者】 学校教育法第1条に規定する<u>幼稚園／小学校／中学校／義務教育学校／高等学校／中等教育学校／特別支援学校／高等専門学校</u>に通う<u>児童、生徒及び引率者</u> ※引率者とは学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の<u>添乗員やカメラマン等は対象外</u>です。 【対象となる行事】 学習指導要領における学校行事と認められるもので、学校・学年・施設全体として実施される行事(修学旅行、林間学校等) ※<u>部活動やクラブ活動などの合宿については対象外</u>です。 【免除の手続き】 学校長、園長など施設の長が「<u>学校行事であることの証明書</u>」を作成し、宿泊施設へ提出してください。 ※証明書の様式は、富士河口湖町ホームページよりダウンロード可能にする予定です。
4-3	部活動等の学生合宿はどうなりますか。	部活動やクラブ活動等の学生合宿は課税免除の対象となりません。当町では「学校教育上の見地から行われる行事」を以下の基準により判断します。 ① 学習指導要領(またはそれに準ずる規程)に規定する教育課程上の行事であること ② 原則として学校・学年・施設全体で行われる行事であること
4-4	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊税の課税免除について詳しく教えてください。	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から免除とします。 具体的な取扱いについては「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準じます。 【対象者】 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明となる<u>免税カードの交付を受けた者</u> 【対象施設】 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた施設であって、町から「<u>宿泊税課税免除施設承認申請書</u>」の承認を受けた宿泊施設 【免除の手続き】 宿泊時に消費税の免税カードを対象施設へ提示してください。
4-5	天災等の特別な事由により免除の必要があると認められる場合の課税免除について詳しく教えてください。	大規模災害の発生に伴う避難場所としての宿泊施設利用など、宿泊税の課税が公益上適当でないと町長が認める場合については課税免除とします。なお、具体的な取扱い等については事由ごとに通知を行うことを予定しています。

5 特別徴収について

No.	質問	回答
5-1	宿泊税の特別徴収の方法について教えてください。	徴収方法についての決まりはありません。現金に限らず、クレジットカード、電子マネーなど 特別徴収義務者(宿泊事業者) にとって徴収しやすい方法で徴収いただいて差し支えありません。 なお、宿泊税先行導入自治体の事例では以下の方法があります。 ①現金払い…精算時に宿泊料金と宿泊税を一緒に徴収します。 ②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を徴収します。 ③宿泊料は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を徴収し、現地で宿泊税を徴収します。
5-2	無人化施設等での徴収方法はどうなるか教えてください。	無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくこととなりますが、他の先行導入自治体の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。
5-3	複数人分の宿泊税を予約時に事前徴収していましたが、実際の宿泊人数が減少した場合の取扱いについて教えてください。	実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。なお、キャンセル料が発生し、それを契約上宿泊料金として取り扱う場合には、宿泊があったものとみなしますので返金の必要はありません。([質問 3-6]参照)
5-4	宿泊者が宿泊税の支払いに応じない場合の対応について教えてください。	納税義務者(宿泊者)が納税しなかった場合は、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者である宿泊事業者が本町へ納入したうえで、納税拒否をした納税義務者に求償することとなりますが、このような事態の未然防止に向け、町としても、宿泊税制度の十分な周知に努めます。宿泊施設においても予約時の事前周知や宿泊施設フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。
5-5	旅行代理店等が、旅行商品販売時に宿泊税相当分の金額を徴収することはできますか。	旅行代理店等と特別徴収義務者(宿泊事業者)の取り決めにより、旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、特別徴収義務者にお支払いいただくことも可能です。
5-6	徴収に伴う決済手数料の負担について教えてください。	宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合の手数料については、特別徴収義務者とクレジットカード会社等の契約によるものとなりますので、特別徴収義務者に負担していただくことになります。
5-7	特別徴収に伴う事務負担の増加に対する支援措置等がありますか。	宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、「 宿泊税特別徴収義務者奨励金(仮称) 」の交付を予定しています。 原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の3.0%(導入から5年間は、特例措置として 3.5%)を予定しています。 初回の交付は、令和9年度中に申告納入期限内に申告納入された宿泊税を算定の対象とし、令和10年度の支出を予定しています。 具体的な手続きが決定し次第お知らせいたします。
5-8	宿泊税のことを知らない外国人等への対応方法について教えてください。	町で多言語に対応した宿泊税のポスターやリーフレット等の広報物を用意いたしますので、それらを活用してご説明をお願いします。

6 申告納入について

No.	質問	回答
6-1	申告納入の方法と期限について教えてください。	特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊にかかる宿泊税について、 <u>翌月の末日</u> (土日祝日となる場合はその次の平日)までに、「宿泊税納入申告書」及び「宿泊税月計表」にて町へ申告し、併せてその税額を納入してください。
6-2	申告納入は毎月行う必要がありますか。	<u>原則として、申告納入は毎月行う必要があります。</u> ただし、特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、 <u>一定の要件を満たす場合については、町へ「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出し、承認を受けることで、毎月の納入申告期限を年4回(3か月ごと)に変更することができます。</u> 詳しくは手引き P.18 をご確認ください。
6-3	宿泊が無い月でも申告は必要ですか。	宿泊税の課税対象となる宿泊が無く、 申告すべき税額が0円の場合も毎月納入申告書を提出していただく必要があります。
6-4	月計表の様式に指定はありますか。	課税対象及び課税免除の宿泊者数が宿泊年月日ごとに記載されたものであれば任意様式での提出も可能です。町で作成した様式も公開する予定です。
6-5	インターネットでの申告納入はできますか。	地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を使ったインターネット上での電子申告・納入に対応する予定です。なお、eLTAXの利用には、利用者 ID と電子証明書の取得が必要です。(既に他の税目で利用している場合は、同一の ID・証明書で利用可能です。)詳しくは地方税共同機構が運営する eLTAX のホームページをご確認ください。 https://www.eltax.lta.go.jp
6-6	売掛(後払い)の場合の申告納入期限は、宿泊があった月の翌月末となるのか、入金があった月の翌月末となるのか教えてください。	宿泊があった月の翌月末までに申告納入を行ってください。 また、月をまたぐ連泊の場合等においても、 <u>精算日によらず、宿泊日が属する月の翌月末までに申告納入してください。</u>
6-7	簡易宿所で毎年営業許可を申請していますが、毎月申告は必要か教えてください。	毎月申告が必要です。なお、1か月以上営業をしていない時期がある場合は、その都度「宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書」を町へご提出ください。
6-8	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、振込手数料は事業者負担ですか。	町指定の宿泊税納入書にて、指定金融機関で納入いただく場合は、振込手数料はかかりません。

7 その他		
No.	質問	回答
7-1	宿泊税は売上に含まれますか。	宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売上には含まれません。また、不課税取引に該当し消費税はかかりません。
7-2	宿泊税について、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。	【記載例】 宿泊税は宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課するものです。宿泊税の対象となる宿泊については、下記の①、②で判断します。 ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ連続 6 時間以上の利用であるもの
7-3	領収書等への表示はどのようにすればよいですか。	領収書については、宿泊料金や他の税目(消費税、入湯税等)と分けて、名称と税額を表示してください。(内税、外税の方式は問いません。手書きによる表示も可能です。) 税の名称表示について、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」としてください。 ※名称と税額が明確に表示されていない場合、宿泊税額分も消費税課税の対象となる場合があります。
7-4	領収書に貼付する収入印紙は、宿泊税を含めた額に対して貼付することとなりますか。	領収書に宿泊税の名称と税額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくことになりますので、ご注意ください。 なお、印紙税に関しての詳細は、税務署にお問合せください。
7-5	領収書が不要と言われる宿泊者に対して、領収書を渡す必要はありますか。	領収書の受け取りを拒否された場合については、お渡しする必要はありません。帳簿等での適正な管理をお願いします。
7-6	宿泊税特別徴収義務者奨励金に対して、消費税は課税されますか。	特別徴収義務者に交付する「宿泊税特別徴収義務者奨励金」については、対価を得て行う資産の譲渡等にはあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税対象とはなりません。
7-7	宿泊税導入後に特別徴収義務者の登録を行っていない宿泊業者への対応はどうなりますか。	町内で宿泊施設を営んでいる方は、申告を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。町で現地調査等を実施し、経営の事実が判明した場合は、特別徴収義務者として指定を行うとともに、適正な申告納入を行うよう指導します。 また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、町で税額の決定を行い、不申告加算金等の加算金を含めた適正な宿泊税額を納入していただきます。
7-8	宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。	必ずしも新規に帳簿を用意する必要はなく、既存の帳簿に宿泊税の項目を追加する対応も可能です。また、単一の帳簿にまとめる必要はなく、複数の帳簿を突合させることにより宿泊税に関する情報(宿泊税額等)を確認することができれば結構ですので、管理しやすい方法をご検討ください。
7-9	宿泊税と入湯税の取扱いや違いについて教えてください。	宿泊税は課税を行っている自治体内での宿泊料金が発生する宿泊行為、入湯税は鉱泉浴場施設における入浴行為を税の対象とします。徴収の方法やタイミングは統一していただいて構いませんが、別の税金となりますので約款・領収書等への記載や申告納入についてはそれぞれ行う必要があります。なお、課税免除の対象として、入湯税では「年齢12歳未満の者」が課税免除となりますが、宿泊税では宿泊料金が発生すれば年齢に関係なく課税対象となりますので、ご注意ください。

Q&A の内容については、町 HP にて随時更新を行います。

(お問合せ先)

富士河口湖町役場 税務課

☎ 0555-72-1113

✉ zeimu@town.fujikawaguchiko.lg.jp